喜多方市男女共同参画推進関連事業費補助金交付要綱

平成１８年１月４日制　　定

平成２１年１月５日一部改正

平成２３年４月１日一部改正

（趣旨）

第１条　市は、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画推進に資する事業（以下「男女共同参画推進関連事業」という。）を実施する団体に対し、喜多方市補助金の交付等に関する規則（平成１８年喜多方市規則第４８号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において「男女共同参画推進関連事業」とは、次の各号に掲げるすべての用件を満たすものをいう。

（１）　男女が社会の平等な構成員として、性差による固定的な役割分担にとらわれることなく、職場、学校、地域又は家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりに寄与するもの

（２）　団体の自主的な事業であって、喜多方市民全員を対象としているもの

（３）　社会的な貢献を目的として行う事業であって、営利を目的としないもの

（４）　政治活動及び宗教活動を目的としないもの

（補助の対象及び補助額）

第３条　補助金は、喜多方市内に事務局を置く団体（以下「団体」という。）が、喜多方市内において男女共同参画推進関連事業を行う場合にその事業費について、当該団体に対して交付するものとし、その額は次に掲げる補助対象事業費の５０％以内において市長が定める額とする。

（１）　男女共同参画推進に関する補助対象事業費【報償費、需用費（食糧費は除く）、役務費、委託料、使用料及び賃借料】

（申請書の様式等）

第４条　規則第４条第１項の申請書は、第１号様式によるものとし、その提出期限は、市長が指定する日までとする。

２　規則第４条第２項第２号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

（１）　事業収支予算書

（２）　事業実施（開催）要綱

（３）　その他市長が必要と認める書類

３　申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、１部とする。

（変更の承認の申請）

第５条　規則第６条第１項の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、喜多方市男女共同参画推進関連事業変更（中止・廃止）承認申請書（第２号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第６条　規則第１３条の規定による実績報告は、喜多方市男女共同参画推進関連事業実績報告書（第３号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について市長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日。）から起算して１４日以内に行うものとする。

（１）　事業収支決算書

（２）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の請求）

第７条　補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業者等は、補助事業が完了した場合は、喜多方市男女共同参画関連事業費補助金請求書（様式第４号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（概算払）

第８条　市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金等について概算払の方法により交付することができる。

（会計帳簿等の整理等）

第９条　補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿等その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

附　則

１　この要綱は、平成１８年１月４日から施行する。

２　この要綱の施行前に、旧喜多方市男女共同参画推進関連事業費補助金交付要綱（平成１５年５月１日制定）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。

附　則

この要綱は、平成２１年１月５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。